

京の三条まちづくり協議会において

「地域景観づくり協議会」

の活動が始まっています！

～建築主や事業主と本協議会とで意見交換が必要です～

活動区域内で建築行為等を行われる場合、建築主（事業主）の方は景観に関する手続の前に、本協議会と意見交換することが必要です。地域の良好な景観形成に向けて、できるだけ早い段階で「意見交換会開催申請書」を提出してください。なお「意見交換会」は、申請書を提出の2～4週間後となります。

【地域景観づくり協議会制度とは】

地域住民が主体となって景観づくりに取り組む組織を京都市が「地域景観づくり協議会」として認定する制度です。京の三条まちづくり協議会は2016年11月に地域景観づくり協議会として組織認定されました。これまで地域が育んできたまちなみや風情を建築主や事業主の方にお伝えし、ともに三条の未来を熟議するため、「地域景観づくり協議会計画書」を作成いたしました。

京の三条まちづくり協議会は、「三条通界わい景観整備地区」に指定された区域にある、三条通の寺町通から新町通までの7つの町内会（京都市中京区弁慶石町、中之町、桝屋町、菱屋町、梅忠町、御倉町、衣棚町）で活動しています。ただし、地域景観づくり協議会の活動区域としては、明倫自治連合会と姉小路界限まちづくり協議会の活動区域を除く、京都市中京区菱屋町、梅忠町と、弁慶石町、中之町、桝屋町の各一部の区域です。

【問い合わせ】

〔地域景観づくり制度について〕

京都市景観政策課 ☎：075-222-3397

〔まちづくり活動について〕

京の三条まちづくり協議会（事務局：西村吉象堂内）

E-mail：kyo.sanjo.street@gmail.com

「まもろう、三条通の景観と品格」

「つくろう、にぎわいとコミュニティ」

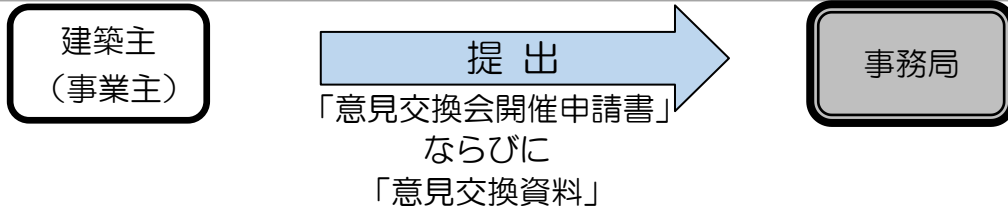
京の三条まちづくり協議会

【意見交換の進め方（イメージ）】

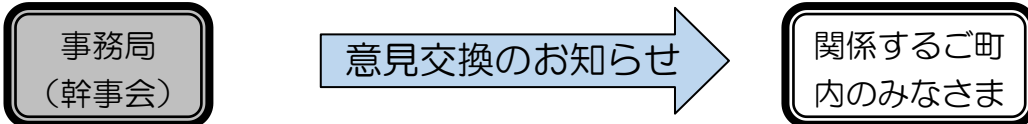
意見交換は、関係者の間で三条通の将来像について具体的に話し合い、互いに配慮しあって景観づくりを進めて行くことができる信頼関係と良好な協力関係を保っていくために行うものです。

意見交換会開催申請書を提出後、2～4 週間後に意見交換会を開催いたします。

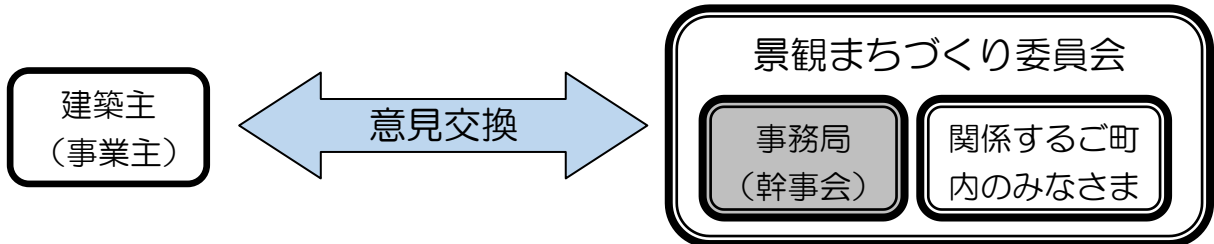
- ① 建築主（事業主）から計画概要がわかる「意見交換会開催申請書」ならびに「意見交換資料」を、京の三条まちづくり協議会の事務局へ提出していただきます。



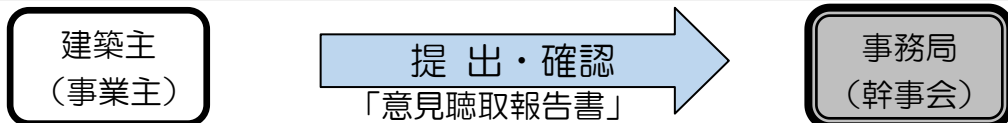
- ② 提出された「意見交換会開催申請書」ならびに「意見交換資料」を、関係するご町内や地域の皆さまにお配りし、意見交換の実施についてお知らせいたします。



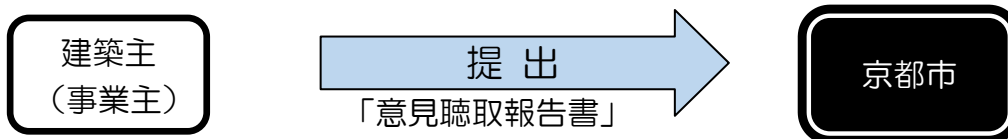
- ③ 建築主（事業主）と、計画について意見交換会を開催します。（複数回、開催する場合があります。）



- ④ 建築主（事業主）は、意見交換の内容を「意見聴取報告書」にまとめ、協議会へ提出し、確認をとります。



- ⑤ 建築主（事業主）は、協議会に確認された「意見聴取報告書」を京都市へ提出します。



- ⑥ 京都市は、京都市へ提出された「意見聴取報告書」の写し（コピー）を協議会へ提出します。（予定）

